

弁理士法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

○弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号) 1

○弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）

改 正	現 行
第六条 法第十一条第六号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う試験を免除する。 一 六（略） 七 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者 第三条の表の上欄の第五号に掲げる科目 八 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第二百二号）第八条第二項の規定により情報処理安全確保支援士試験の合格証書の交付を受けている者 第三条の表の上欄の第五号に掲げる科目 九 情報処理の促進に関する法律施行規則第四十一条において読み替えて準用する同規則第八条第二項の規定により情報処理技術者試験の合格証書の交付を受けている者であつて、第三条の表の上欄の第五号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者 当該科目 十 十二（略）	第六条 法第十一条第六号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う試験を免除する。 一 六（略） 七 情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）第六条第二項の規定により情報処理技術者試験合格証書の交付を受けている者であつて、第三条の表の上欄の第五号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者 当該科目 八 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者 第三条の表の上欄の第五号に掲げる科目 九 十一（略）